

# **大分県障がい者芸術文化推進基本計画 (案)**

**令和2年1月  
大分県**

## 目 次

第 1	はじめに	1
1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
4	障がい者等の定義	2
第 2	大分県の現状と課題	3
第 3	大分県障がい者計画上の基本的な視点	4
第 4	施策の方向性	6
1	相談体制の整備	7
2	創造・発表・鑑賞機会の拡充	8
(1)	創造の機会拡充	8
(2)	作品や表現活動等の発表機会の拡充	9
(3)	鑑賞機会の拡充	10
3	作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進	11
4	人材の育成	12
5	情報収集・情報発信	13
6	関係者の連携協力	14
	障がい福祉サービス事業所における芸術文化活動に関する調査結果	15
	大分県障がい者芸術文化推進基本計画策定委員会設置要綱	19

## 第1 はじめに

### 1 計画策定の背景と趣旨

本県ではこれまで、障がい者施策に関する初めての基本計画として昭和56年度に「障害者対策に関する大分県長期行動計画」を策定して以降、平成31年3月に、大分県障がい者基本計画（第5期）、大分県障がい福祉計画（第5期）、大分県障がい児福祉計画（第1期）の3計画を統合した「大分県障がい者計画」を策定し、推進すべき施策の基本的方針や実施方策などを明らかにし、県、市町村、関係者が一体となって障がい者施策を総合的に推進してきました。

また、「障がいのある人もない人も心豊かに暮らせる大分県づくり条例」（以下「条例」という。）を制定し、障がいのある人に対する県民の理解を深め、全ての県民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指してきました。芸術文化の分野においても、平成28年3月に大分県障がい者の芸術活動支援懇談会（会長 田中修二 大分大学教授）より、支援の在り方や作品の発表の場づくり等について提言がなされました（「障がい者の芸術活動支援に関する提言」）。

こうした中、平成30年6月施行の「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「法」という。）は、障がい者による芸術文化活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、芸術文化活動を通じた障がい者の個性と能力の発揮及び社会参加の促進を図ることを目的としており、障がい者による芸術文化活動の推進を図ることが地方公共団体の責務とされています。

さらには、平成30年10月から11月にわたり、本県で開催された「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」では、全ての市町村で障がい者アートに関する展覧会やイベントが行われ、来場者に大きな感動をもたらすとともに、障がいのある人が美術館やホールを訪れる契機となりました。

障がい者が芸術文化活動を楽しめる環境づくりが求められるなか、法の理念を踏まえ、条例等の考え方を具現化するため、本計画を策定し、県内の障がいのある人もない人も芸術文化を通じて共に交流する機会の創出を図り、障がいのある人の更なる社会参加を促進します。

## 2 計画の位置付け

---

本計画は、法第8条第1項に基づき、大分県における障がいのある人による芸術文化活動の推進に関する計画について定めるものです。

また、大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」の部門計画である「大分県障がい者計画」に定めた「芸術文化活動の振興」における施策の方向性及び取り組むべき事項について記載するものです。

## 3 計画期間

---

本計画の計画期間は、「大分県障がい者計画」の計画期間を踏まえ、令和元年度（2019年度）から5年度（2023年度）までの5年間とします。

## 4 障がい者等の定義

---

本計画における「障がい者」「障がいのある人」とは、障害者基本法第2条の定義に基づき、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい及び高次脳機能障がいを含む）、その他の心身の機能障がい（難病及び認知症に起因する障がいを含む）のある方で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある方とし、いわゆる障害者手帳の所持者に限りません。

なお、ここでいう社会的障壁とは、障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

■ 本計画では、特に明記のない場合「障がい者」「障がいのある人」には「障がい児」を含めた内容としています。

■ 本計画における「障害」の「害」の字の表記

「害」の字は、否定的で負のイメージが強く、別の言葉で表現すべきとの意見を踏まえ、当県では平成18年から「害」の字を「がい」とひらがな表記することとしており、本計画においても、原則として「障がい」と表記しています。

ただし、法令や条例などで使われている用語や団体、施設の名称などの固有名詞については、「障害」とそのまま漢字表記をしています。

## 第2 大分県の現状と課題

平成30年10月～11月にわたり、本県で開催された「第33回国民文化祭・おおいた2018」「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」を契機に、芸術文化活動の定着と発表機会等の拡充を図るため、障がいのある人の芸術文化活動を支援する仕組みを構築する必要があります。

令和元年6月に実施した障がい福祉事業所に対するアンケート調査によると、回答のあった106事業所のうち、101事業所が芸術文化活動に関心があると回答していますが、活動の実態がある事業所は、全体の62.3%（66事業所）、そのうち、週1回以上の頻度で活動しているのは、29事業所にとどまっています。さらに、多くの事業所では、施設職員が障がいのある人の芸術文化活動を支援しており、「専門知識や技術の修得による指導力の向上」が課題となっているほか、「活動（創作）環境の整備」、「活動時間や資金確保」、「発表（展示方法や場所）機会の確保」、「支援方法」等が課題として挙げられています。

こうした中、令和元年11月に県内初の支援拠点となる「おおいた障がい者芸術文化支援センター」が、本県の芸術文化振興の中核である公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団内に開設されました。

今後、市町村、障がい福祉関係団体、芸術文化団体等と連携して、センターを中心に障がいのある人の芸術文化活動の支援に取り組んでいくことが求められます。

### 第3 大分県障がい者計画上の基本的な視点

本計画では、「大分県障がい者計画」に定める基本理念を基に、4つの視点を定めて、具体的な施策に取り組みます。

#### 視点1) 芸術文化活動の充実と参加しやすい社会環境の整備

平成30年に開催された全国障害者芸術・文化祭では、障がい者本人のみならず、地域の学校、福祉事業所、文化施設、芸術文化団体、行政などの機関が関わり、すべての市町村で障がい者アート事業が実施されました。今後も、関係機関の連携体制を整備し、障がいのある人が行う芸術文化活動の活性化を図ることが重要です。

障がい者による芸術文化活動の中には、人々が本来有する創造性が発揮され、高い評価を受けるものや、国内外へ幅広い発信力を持つものなどもあります。このような活動は、人々の個性を活かすものであり、自己肯定につながることから、創作・創造活動への支援は非常に大切です。また、既存のジャンルの枠に収まらない、新たな価値観を投げかける作品や活動も多く存在することから、本質的価値、社会的・経済的価値等の多様な価値を幅広く考慮し、その評価のあり方を固定せずに議論を続けていくことに留意する必要があります。

#### 視点2) 全国障害者芸術・文化祭の成果継承と芸術文化活動の拠点づくり

令和元年11月に開設したおおいた障がい者芸術文化支援センターを中心に、大分県立美術館と隣接する県立総合文化センターとで構成される本県の芸術文化の発信拠点の「芸術文化ゾーン」を活用し、福祉の枠を超えた施策を展開していきます。



### **視点3) 芸術鑑賞の機会拡大**

障がいのある人が、身近な地域の様々な場で、幼少期から生涯にわたって、美術、音楽、演劇、舞踏などの多様な芸術文化活動に参加できることが重要です。多彩な芸術文化を体感し、創作意欲やより深い芸術文化活動への関心を喚起する契機となるよう、医療・福祉事業所や芸術文化団体等と連携して芸術鑑賞の機会拡大を図るとともに、文化施設等における字幕や音声ガイドによる案内サービスなどによる鑑賞支援等の充実が求められています。

### **視点4) 芸術文化活動に関するきめ細かな情報提供等**

身近な地域の芸術文化に関する情報を、点字版広報誌や、広報番組での手話放送など、障がいのある人の状況に応じた情報伝達を推進する必要があります。また、県内の障がい者アートに関するイベント等の情報を収集し、ホームページやSNSを活用して、広く県民に発信していくことが求められています。

## 第4 施策の方向性

本計画は、令和元年度～5年度までに以下の施策に取り組み、障がいのある人による芸術文化活動の推進を図るものです。なお、計画推進にあたっては、おおいた障害者芸術文化支援センターを中心に、県、市町村、障がい福祉関係団体等が連携して取り組んでいきます。



## 1 相談体制の整備

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取組の方向性</p>	<p>障がいのある人の芸術文化活動を推進するためには、障がいのある人やその家族、障がい福祉サービス事業所の支援員等に対する創造、発表、鑑賞等の支援や取組の方法等について、芸術文化分野ごとに、障がい特性にきめ細かく対応し、適切な情報提供や助言を行うとともに、福祉団体だけでなく、芸術文化団体、教育機関等とネットワークを構築し、専門的知見によるアドバイス等を行う相談支援体制を整備していくことが重要です。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の主な取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① おおいた障がい者芸術文化支援センター（以下、「センター」という。）に常勤の相談員を配置し、支援方法、創造環境の整備、鑑賞支援、発表の場づくり、権利の保護、作品の記録・保存等に関する相談に対し、助言を行います。また、必要に応じ、専門家の助言が受けられる体制を整備します。</li> <li>② 芸術文化活動に関する支援方法の手引きを作成し、周知を図ります。</li> <li>③ 相談支援のあり方を検討するため、センターへの相談内容や対応等についての事例検討や分析を行うとともに、研修参加等による相談員のスキルの向上を図ります。</li> <li>④ センターは、県・市町村・障がい福祉団体・芸術文化団体等と連携して、相談対応を行い、より多くの障がいのある人が円滑に芸術文化活動に参加できるよう支援します。</li> <li>⑤ 障がいのある人の身近な地域での支援体制を構築するため、障がい福祉サービス事業所や地域の文化拠点である美術館、劇場・文化ホール及び市町村の職員等に対する専門的な研修を実施します。</li> </ol>

## 2 創造・発表・鑑賞機会の拡充

### (1) 創造機会の拡充

取組の方向性	<p>障がいのあるなしにかかわらず、多様な人々が創造活動へ意欲的に参加し、作品や表現活動を生み出すことは、障がいへの理解や心のバリアフリーにつながります。様々な主体が創造活動に参画できるような環境づくりを行い、創造する機会を拡充することが重要です。</p>
今後の主な取組	<ol style="list-style-type: none"><li>① 県内の特別支援学校や福祉事業所に美術や舞台芸術の専門家、アーティストを派遣して、幅広い分野への参加体験（ワークショップ）の機会を提供することで、これまで芸術文化活動が続けてきた人も、これから新たに取り組む人も、自分に適した分野の活動に参画できるように支援します。</li><li>② 福祉事業所の利用者等を対象とした公募展「ときめき作品展」を開催し、発表の場を確保することで、事業所での創作活動の充実及び活性化を図ります。</li><li>③ 舞台芸術分野における専門家やアーティスト等を特別支援学校に派遣し、生徒と共に創り上げる表現活動の充実を図ります。</li><li>④ 学校や福祉事業所だけでなく、文化施設、社会教育施設等や民間の教室、サークル、劇団等、地域の多様な場に障がいのある人が参加できるように環境を整えていきます。</li></ol>

## 2 創造・発表・鑑賞機会の拡充

### (2) 作品や表現活動等の発表機会の拡充

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取組の方向性</p>	<p>作品や表現の発表の場の提供は、障がいのある人の創作意欲の向上や生きがいにつながるとともに、県民がその作品や表現活動の素晴らしさに触れる機会でもあります。また、障がいのある人やその支援者が、多様な関係者や地域社会等と交流する機会となり、その実績が社会から評価され、尊重されることで、障がいのある人の自立や社会参加の促進につながることがあります。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の主な取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 市町村と連携して、県内の障がい福祉サービス事業所等の利用者や特別支援学校の生徒等を対象とした公募作品展「ときめき作品展」を開催することにより、絵画・工芸・写真・書・陶芸の各分野における発表の場を提供します。</li> <li>② センターにおいて、県内の障がいのあるアーティストの作品や国内外で高い評価を受けている作品を紹介する「おおいた障がい者アート展」を開催し、障がいのある人の発表の場と優れた作品に多くの県民が触れる機会を提供します。</li> <li>③ 本県のアートの発信拠点である県立美術館で、県内で活躍する障がいのあるアーティストの作品を常設展示します。</li> <li>④ 特別支援学校で制作した美術作品や音楽、演劇、舞踏等の表現活動を発表する場の確保に努めます。</li> <li>⑤ 全国障害者芸術・文化祭を通じて育んだ成果を将来に継承するために、市町村における芸術文化を活用した取組に対する支援を行います。</li> <li>⑥ 「元気のでるアート！」による工事看板への作品の掲示等、民間団体の活動を積極的に支援します。</li> </ol>

## 2 創造・発表・鑑賞機会の拡充

### (3) 鑑賞機会の拡充

<b>取組の方向性</b>	<p>芸術文化は、人々の創造性を育み、その表現力を高めるとともに、相互理解、多様性を受け入れることができる心豊かな社会の形成に寄与します。特に本物の芸術文化に触れることは、感動や共感を生み、心身の健康等につながるなど、障がいの有無にかかわらず、鑑賞の機会を拡充することが重要です。</p>
<b>今後の主な取組</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>① 明るさや音量に配慮が必要な方が、安心して映画を楽しむことができるように、映画館等と連携して、鑑賞の機会を提供します。</li><li>② 障がいのある人が鑑賞する際の情報保障（日本語字幕、手話通訳、音声ガイド等）やICTを活用したサービスの提供等、利用しやすい環境づくりに取り組めます。</li><li>③ 美術館、博物館、劇場・文化ホール等において、障がい特性に応じた展覧会や公演の実施に取り組めます。</li><li>④ 障がいのある人に鑑賞の機会を提供する者等に対して、障がい特性の理解、鑑賞サポートの方法等に関する研修や現場プログラムの提供等を行います。</li></ol>

### 3 作品等の評価、販売、権利保護等の推進及び交流の促進

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取組の方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障がいのある人の作品等の貸出・販売などにより、経済的価値が発生する場合には、その対価は、適切に還元されるべきです。そのため、自らの意思の決定や表明が困難な場合は、販売や出演等への支援が必要であり、契約に関するノウハウ等を提供する相談体制の確保が重要です。</li> <li>○ 作品の権利保護についての意識の向上を図る必要があります。</li> <li>○ 芸術文化活動を通じて、障がいの有無にかかわらず、多様な人々の出会いの場を創出し、相互理解し合う機会を提供することが大切です。</li> </ul>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の主な取組</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 障がいのある人の芸術文化作品等の販売、二次使用、商品化等に関する相談体制の構築、人材の育成、ネットワークづくりを行います。</li> <li>② センターにおいて、障がい福祉サービス事業所や文化施設等の職員等を対象に、作品の保存方法、販売等の支援及び所有権、著作権その他の権利保護についてのセミナーを開催し、知識の普及と意識の向上を図ります。</li> <li>③ センターにおいて、権利保護等に関する相談を受けるとともに、必要に応じ、芸術文化や法律等の専門家の助言を提供できる体制を構築します。</li> <li>④ アーティストを小中学校等に派遣し、子供たちの障がい理解を深める交流の場を提供します。</li> <li>⑤ 障がいのある人が様々なイベントに気軽に参加できる環境を整え、障がいのある人とない人の交流を促進します。</li> </ul>

## 4 人材の育成

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">取組の方向性</p>	<p>障がいのある人の芸術文化活動を推進するためには、創造、鑑賞、発表など様々な場面で、適切に支援することができる人材の育成が必須です。そのため、芸術文化、福祉、教育等の各分野における人材が、既に有するそれぞれの専門知識に加え、相互理解により、障がい者芸術に関する専門性を高める必要があります。</p>
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">今後の主な取組</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① センターにおいて、障がい福祉サービス事業所の職員、美術館、博物館、劇場・文化ホールの職員、学校教職員、行政職員等を対象に、障がい特性の理解、作品や表現活動の創造・発表・鑑賞に関する支援の方法、著作権等の専門的知識の修得、現場体験プログラムの提供等に関する研修を実施します。</li> <li>② 大分県立芸術文化短期大学の「アートマネジメントプログラム」の活用を検討する等、大学等における教育内容の充実を図り、障がいのある人の芸術文化活動に関する専門的人材の育成に努めます。</li> <li>③ 幼児期から芸術文化に触れる機会を確保するため、幼稚園教諭や保育教諭等に対する研修を実施します。</li> </ol>

## 5 情報収集と情報発信

<b>取組の方向性</b>	<p>全国障害者芸術・文化祭では、多くの県民が、障がいのある人の制作する作品や表現活動に触れることができたが、障がいのある人の芸術文化活動の取組状況や作品の保管状況等については、その実態が十分に把握されておらず、情報収集活動が必要です。また、障がいのある人の芸術文化活動に関する展覧会や公演、イベント等の情報が、障がい者本人や支援者等に行き届いていない現状があり、情報発信の仕組みづくりが求められています。</p>
<b>今後の主な取組</b>	<ol style="list-style-type: none"><li>① 大学等と連携して、障がいのある人の芸術文化について、歴史的等の多様な視点から調査、研究を行うなど、持続可能な支援のあり方を検討していきます。</li><li>② 特別支援学校や障がい福祉サービス事業所等の活動内容を調べるとともに、利用者個人のニーズや活動実態の把握に努めます。</li><li>③ センターのホームページやSNS等を活用して、市町村や地域の障がい者アートイベントに関する情報発信を行います。</li></ol>

## 6 関係者の連携協力

<b>取組の方向性</b>	<p>障がいのある人の芸術文化活動を推進するためには、当事者を中心に、支援者、福祉団体、芸術文化団体、教育機関、行政等が連携し、ネットワークを構築することが重要です。</p>
<b>今後の主な取組</b>	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 福祉団体、芸術文化団体、学識経験者等からなる推進会議を設置し、本県の障がい者芸術文化活動の普及支援のあり方やセンターの取組の方向性等について、検討します。</li> <li>② センターは、福祉・芸術文化関係のみならず、教育、まちづくり、観光等、分野を越えて様々な関係者とネットワークの構築を図ります。</li> <li>③ 地域で障がいのある人の芸術文化活動を支援する障がい福祉サービス事業所、特別支援学校、行政職員等が、活発に意見交換できる環境づくりに努めます。</li> <li>④ 国内外の障がい者芸術文化活動に関わる関係者とネットワークづくりを進め、情報交換や企画展の連携につながるよう交流を促進します。</li> </ol>



## 障がい福祉サービス事業所における芸術文化活動に関する調査結果

### 【調査概要】

調査内容	・利用者の芸術文化活動の取組状況や事業所での課題 ・「第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会」への参加状況
調査対象	障がい福祉サービス事業所設置者
調査期間	令和元年6月～7月
回答数	106設置者／事業所

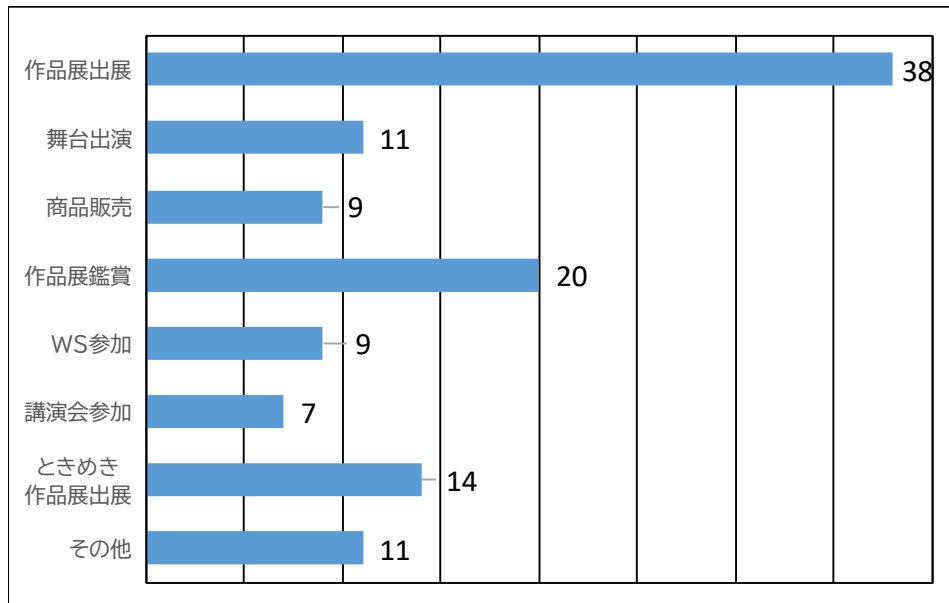
### 【結果の概要】

#### 1 第18回全国障害者芸術・文化祭おおいた大会への参加状況

##### (1)参加状況

参加した	63事業所(59.4%)
参加していない	43事業所(40.6%)

##### (2)参加した企画



##### (3)不参加の理由

施設で芸術文化活動していない	18事業所
関心がない	1事業所
その他	25事業所

(その他の内容)

- ・就労系事業所では芸術文化活動を実施するのは困難(工賃が下がる)。
- ・利用者が支援学校の取組の中で参加した。
- ・移動手段の確保が困難。      ・通常業務で手一杯。

## 2 事業所での障がい者芸術文化活動の取組状況

### (1) 芸術文化活動の関心と実施の有無

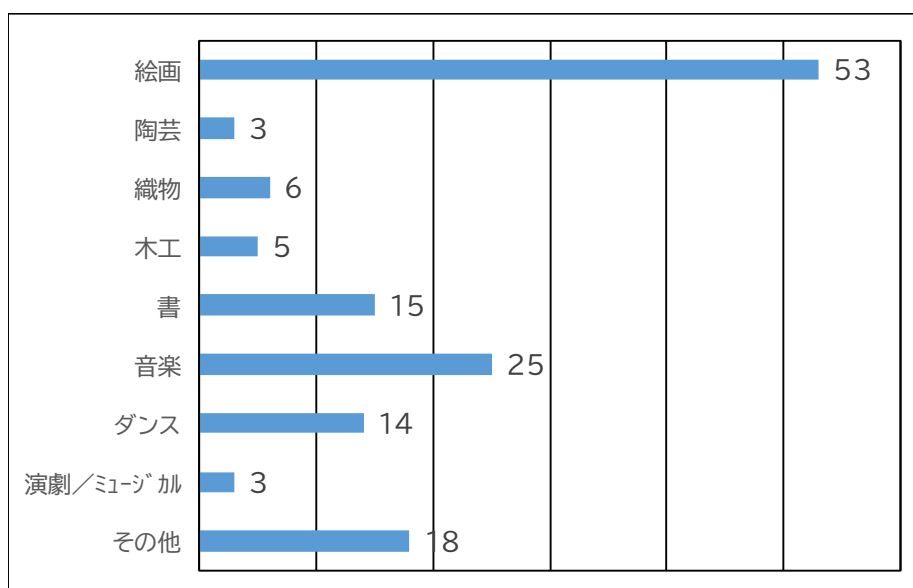
	活動への関心	活動の実施
あり	101事業所(95.3%)	66事業(62.3%)
なし	5事業所( 4.7%)	40事業(37.7%)

### (2) 活動実施の事業所の状況

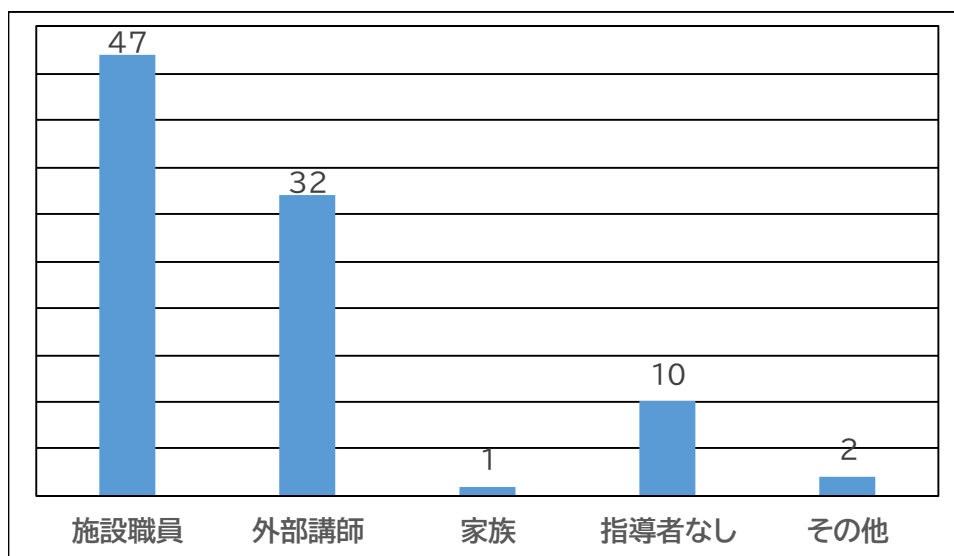
#### ① 活動の頻度

週3回以上の活動	7事業所
週1～2回の活動	22事業所
月1～3回の活動	21事業所
年数回の活動	12事業所
その他	4事業所

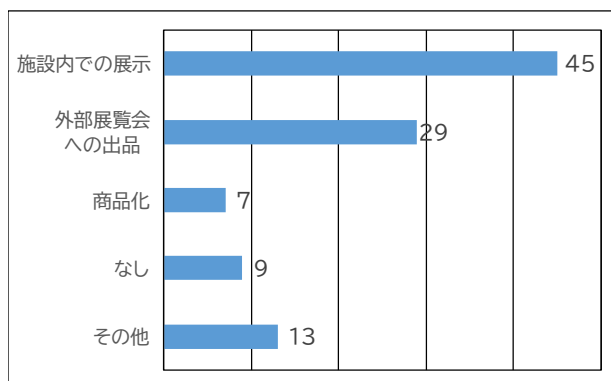
#### ② 現在行っている芸術文化活動の内容



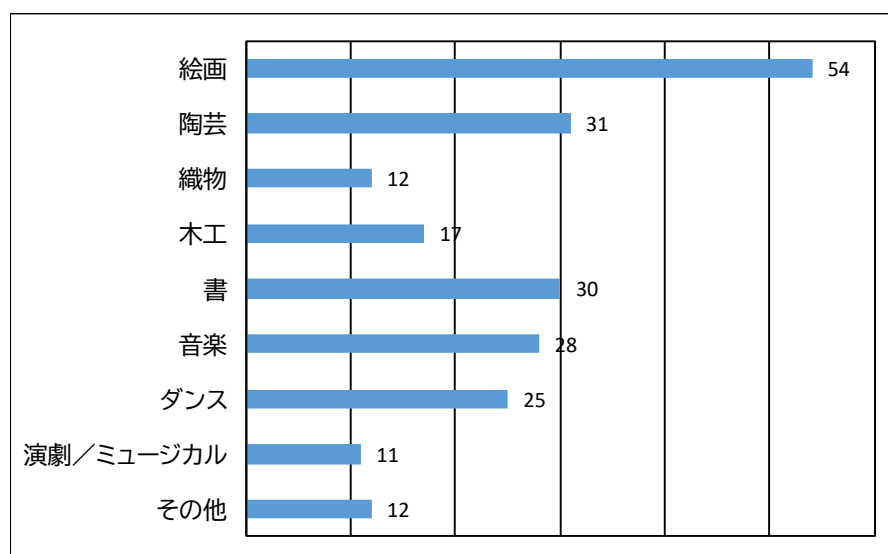
### ③ 活動の指導者



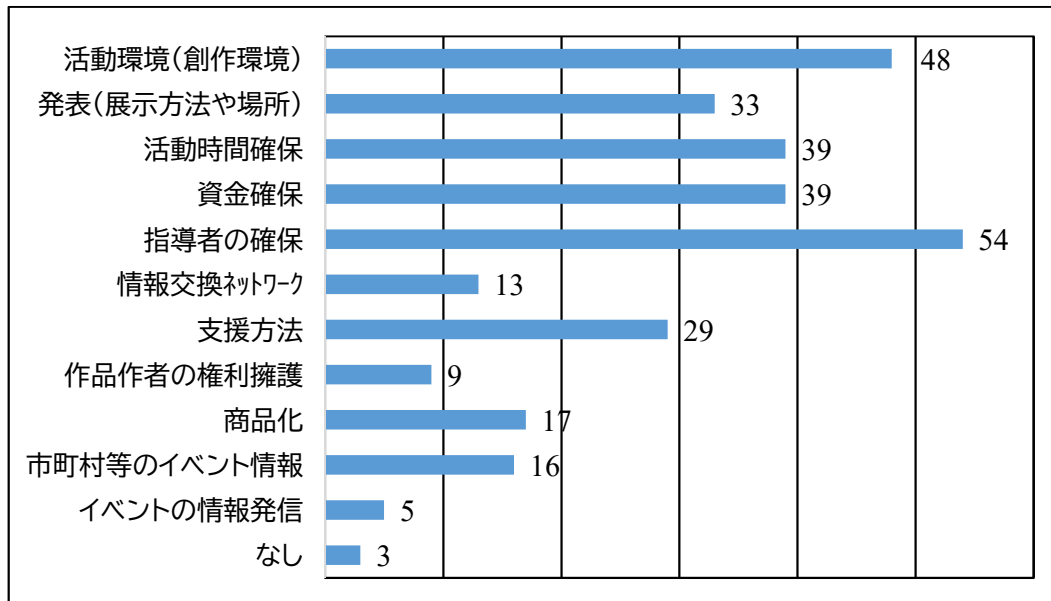
### ④ 活動の発表の場



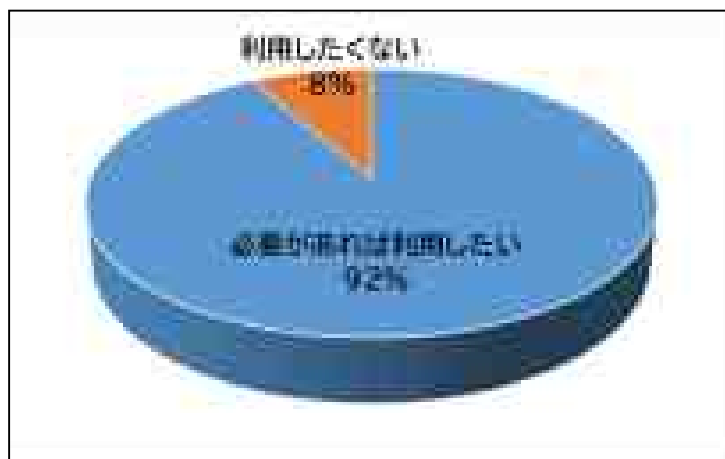
## 3 今後取り組みたい活動



#### 4 芸術文化活動を行うにあたっての課題



#### 5 相談機関の活用



## 大分県障がい者芸術文化推進基本計画策定委員会設置要綱

### (名称)

第1条 この委員会は「大分県障がい者芸術文化推進基本計画策定委員会」（以下「策定委員会」という。）と称する。

第2条 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）第8条第1項に基づく障害者による文化芸術活動の推進に関する計画（以下「大分障がい者芸術文化推進基本計画」という。）の内容及びその他必要な事項について協議するため、策定委員会を設置する。

### (組織)

第3条 策定委員会は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 委員は、大分県福祉保健部障害者社会参加推進室長が委嘱する。
- 3 策定委員会には、委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。
- 4 委員の任期は、その目的が達成されるまでとする。

### (所掌事務)

第4条 策定委員会は、次の事項について所掌する。

- (1) 大分県障がい者芸術文化推進基本計画の内容に関する事項
- (2) 大分県障がい者芸術文化推進基本計画の進捗、実績に関する事項

### (会議)

第5条 策定委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員長は、策定委員会の会務を総括し、策定委員会を代表する。
- 3 委員が出席できないときは、委員が所属する団体等からの代理出席を認める。
- 4 委員長は、必要があると認める場合は、委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

### (事務局)

第6条 策定委員会の事務局は、大分県福祉保健部障害者社会参加推進室に置く。

### 附 則

この要綱は、令和元年11月26日から施行する。

別表

## 大分県障がい者芸術文化推進基本計画策定委員会

団体名	職名	氏名
社会福祉法人大分県社会福祉協議会	会長	草野 俊介
大分県障害者社会参加推進協議会	会長	齊藤 國芳
社会福祉法人大分県盲人協会	会長	衛藤 良憲
社会福祉法人大分県聴覚障害者協会	理事長	西村 務
大分県身体障害児者施設協議会	会長	三浦 晃史
大分県知的障害者施設協議会	会長	平原 伸
大分県精神障害者社会復帰施設協議会	会長	園田 英一郎
特定非営利活動法人BEPPU PROJECT	代表理事	山出 淳也
J:COM ホルトホール大分	総合プロデューサー	是永 幹夫
国立大学法人 大分大学	教授	田中 修二
社会福祉法人すぎのこ村 Beeすけっと	センター長	石松 聡美
LA PALOMA	代表	中野 伸哉
大分県立大分支援学校	校長	下村 智子
(オブザーバー)		
おおいた障がい者芸術文化支援センター (公益財団法人大分県芸術文化スポーツ振興財団)	センター長	吐合 紀子